

避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、親との別離を余儀なくされたことを考慮して、平成23年5月分から平成25年7月分まで月額3万円が賠償された事例。

1444

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として、金81万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は、被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）・押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月29日

（仲介委員 市川太）

損害項目		期間	和解金額(円)	既払金額(円)
1	精神的損害 避難慰謝料増額分 (家族別離による増額)	平成23年5月 ～平成25年7月	810,000	0
上記和解金額小計(円)		810,000		
上記既払金額小計(円)		0		
支払金額合計(円)		810,000		